令和６年２月２日
【国土交通省】

【概要書】

令和４年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告について（令和4年度）

1．報告の趣旨

国鉄長期債務の処理については、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成 10 年法律第 136 号）に基づき実施されている。

本報告は、同法第 31 条の規定に基づき、令和4年度に実施した国鉄長期債務の処理に関する施策の実施状況を国会に報告するものである。

【参考】
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成 10 年法律第 136 号）（抄）
（国会に対する報告）
第３１条　政府は、毎年、国会に対し、この法律に定める施策の実施の状況を報告しなければならない。

2．報告内容の概要

（1）国（一般会計）における承継債務の処理概要

	令和3年度末	令和4年度末	対前年度増減
国鉄長期債務残高	15 兆 5,678 億円	15 兆 2,561 億円	▲ 3,117 億円

昭和 62 年４月の国鉄改革において、国鉄長期債務等の総額 37.1 兆円のうち、25.5 兆円は国鉄清算事業団に承継された。

しかし、国鉄清算事業団に承継された債務は土地や株式の資産処分収入を順調に確保できなかったこと等から、平成 10 年 10 月には 28.3 兆円まで膨張したため、新たな処理スキームにより 24.0 兆円を国（一般会計）において処理することとされた。

（2）鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行う特例業務の状況

① 年金等負担金等の支払い　568 億円
旧国鉄職員等に対する年金の給付に要する費用等の支払い

② 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対する特別債券に係る利子の支払い　90 億円

③ 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化を図るための助成金の交付等　332 億円

④ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する四国旅客鉄道株式会社の本四備讃線に係る鉄道施設の改修に必要な資金の交付　21 億円

⑤ 津軽海峡線に係る鉄道施設の改修に必要な資金の機構の建設勘定への繰入　6 億円

⑥ 貨物調整金の交付に必要な資金の機構の建設勘定への繰入　135 億円